

宮若市(福岡県)

(2006年9月28日現在)

1. 新市の基礎情報

合併の期日：2006年2月11日	合併の方式： 新設 ・編入	<p>旧宮田町</p> <p>旧若宮町</p>
市となるべき要件の特例の適用： <input checked="" type="checkbox"/> (人口要件)・市の全域を含む新設合併)・無		
人口 ⁽¹⁾ ：31,225人(高齢化率 ⁽²⁾ 25.9%)	面積 ⁽³⁾ ：139.99k m ²	
議員数 ⁽⁴⁾ ：24人(法定上限26人)	一般職員数 ⁽⁵⁾ ：290人	
財政力指数 ⁽⁶⁾ ：0.642	経常収支比率 ⁽⁷⁾ ：104.7%	
2004年度歳入予算額 ⁽⁸⁾ ：12,890,979千円		
うち、地方税4,279,084千円、地方交付税3,122,880千円		
合併特例債発行予定額9,934百万円／同限度額9,934百万円		
産業構造 ⁽⁹⁾ ：第一次産業8.0%、第二次産業33.1%、第三次産業58.9%		

(出典) (1)(2)(9)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。
 (4)：合併時の数。合併後の設置選挙に限り24人。(5)：職員配置表。(6)：2005年度。
 (7)：2005年度決算。(8)：2004年度当初予算額。

2. 合併関係市町村の基礎情報

関係市町村	人口 ⁽¹⁾	高齢化率 ⁽²⁾	面積 ⁽³⁾	議員数 ⁽⁴⁾	一般職員数 ⁽⁵⁾	財政力指数 ⁽⁶⁾	経常収支比率 ⁽⁷⁾
旧宮田町	21,150人	26.5%	52.49k m ²	18人	199人	0.70	91.0%
旧若宮町	10,075人	24.6%	87.50k m ²	14人	101人	0.34	92.4%

(出典) (1)(2)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。
 (4)：合併直前の定数。(5)(6)(7)：2003年度「市町村別決算状況調」。

3. 合併の特徴

(1) 合併の理由・目的<②地方分権推進、⑤財政状況、⑦住民自治の活性化>
【合併に対する基本理念】 ・分権改革に対応できる市町村合併 ・住民自治が活性化する市町村合併 ・財政の健全性を確保できる市町村合併
(2) 合併のプロセスで重視したこと<①関係市町村間の合意、②住民の理解、⑧事務事業の調整>
<最も重視したことの具体的な内容> 当初は1市4町での合併協議を進めていたが、最終的には2町で合併となったため、枠組みが変更したことの理解を得るための説明を重視した。(広報・説明会など)
(3) 中心となって合併を推進した人物・団体等<③住民、④地域団体・経済団体など>
<合併推進の具体的な活動> 1998年12月以降、直方市や宮田町に対して、「直方市・宮田町・鞍手町・小竹町・若宮町」の1市4町を枠組みとする合併協議会設置の直接請求が数回にわたってなされた。

4. 合併協議

(1) 今回の合併以前における合併協議の経緯	
宮田町と若宮町のみでの合併協議は行っていない。	
(2) 合併関係市町村以外の市町村との合併協議	
<p>経済団体や住民による合併論議の高まりを受け、2001年4月行政による任意の「直鞍地区合併研究会（直方市・宮田町・鞍手町・小竹町・若宮町）」を立ち上げ、さまざまな角度から合併に関する調査・研究をはじめた。宮田町では、2003年2月2日（日）に「合併特例法の住民投票」と「条例の住民投票」のダブル投票を実施するなど、合併に対する様々な協議の結果、2003年4月25日に直方市・宮田町・鞍手町・小竹町・若宮町の1市4町を構成市町村とする「直鞍合併協議会（法定協議会）」を設置した。2004年6月30日解散</p>	
(3) 合併関係市町村の従前のつながり	
②郡の構成市町村の一部、③一部事務組合（複合的一部事務組合を含む）の構成市町村、④一部事務組合（複合的一部事務組合を含む）の構成市町村の一部、⑥広域連合の構成市町村の一部、⑩生活圏が一致	
(4) 合併の端緒	
<p>合併問題については、2001年度から住民、議会に対し、1市4町・2町・単独でのまちづくりについて提案、協議し、最終的には、2003年2月2日に住民投票を行った結果、住民の意思、議会の意向を最大限尊重する中で、本町の進むべき方向を1市4町（直方市・宮田町・鞍手町・小竹町・若宮町）と決断し、「夢と誇りをもって語れるまち」実現のため協議を進めてきた。しかしながら若宮町の離脱に伴って「1市4町」でのまちづくりは白紙となり、結果として改めて1市3町、2町、単独でのまちづくりという3つの選択肢となった。2004年3月17日に、合併の枠組みを議会をはじめ、関係団体の長を一同に集め、意見交換会を行った結果を踏まえ、宮田町長が最終的に判断した。</p>	
(5) 任意の合併協議会（設置していない）	
構成メンバー	
運営上の工夫	
(6) 法定協議会（設置期間：【直鞍合併協議会】2003年4月25日～2004年6月30日 【宮田町・若宮町合併協議会】2004年4月15日～2006年2月10日	
住民発議等	有（ <u>直接請求</u> （経済団体を中心）・ <u>住民発議</u> ）・無
構成メンバー	<p>【直鞍合併協議会】（直方市、宮田町、鞍手町、小竹町、若宮町） 首長、助役各1名、議員各2名、住民各4名、都道府県職員（福岡県地方課合併支援室企画主幹）、連合福岡1名、鞍手郡ボランティア連絡協議会1名 計43名</p> <p>【宮田町・若宮町合併協議会】（宮田町、若宮町） 首長、助役各1名、議員各2名、住民各4名、宮田町企業交流会1名 計17名</p>
運営上の工夫	【宮田町・若宮町合併協議会】議案に関する決定については、委員の合意形成を最重要課題と位置づけ、満場一致を基本原則とするほか、宮田町においては住民への合併情報の提供（住民説明会）を公募による住民で組織された「宮田町まちづくり委員会」が主体となって行った。

(7) 基本5項目 (①方式、②期日、③名称、④事務所の位置、⑤財産)

<協議を行ううえでの工夫>

新市の名称決定については、一定期間の公募を行い、応募数の上位10位までの新市名候補を三回にわたる投票で決定した。

(10候補→投票①→3候補→投票②→2候補→投票③→宮若市に決定)

<協議開始および決定の時期>

	(①方式)	(②期日)	(③名称)	(④位置)	(⑤財産)
協議開始:	04年6月	04年6月	04年6月	04年8月	04年6月
合意:	04年7月	04年6月	04年8月	04年8月	04年6月

<決定に至るまでに最も難航した項目と解決策>

③名称

新市の名称決定については、一定期間の公募を行い、応募数の上位10位までの新市名候補を三回にわたる投票で決定した。

(10候補→投票①→3候補→投票②→2候補→投票③→宮若市に決定)

<基本項目①「合併の方式」の決定理由>

新設・編入

合併の方式については、旧宮田町の人口が約2万人で旧若宮町の人口が約1万人と、行政レベルに大きな差がないことなどの理由により、両町の事前協議で「新設の対等合併」ということが合意されていた。それに加えて、3万人特例の市制導入の可否について協議した。

<基本項目②「合併の期日」の決定理由>

2006年2月11日合併

期日の設定については、電算の統合に時間が必要であったことから、できるだけ法期限内の遅い時期にすることや、電算統合の作業処理の都合により休日をはさんだ日がよいということ。また、記念日として覚えやすい日がよいということ等が理由。

<基本項目③「新市の名称」の決定手続き・理由>

公募有・無

決定手続: 新市の名称決定については、一定期間の公募を行い、応募数の上位10位までの新市名候補を三回にわたる投票で決定した。

(10候補→投票①→3候補→投票②→2候補→投票③→宮若市に決定)

選定理由: 宮田町と「宮」と若宮町の「若」を使用することで、合併した後でも、旧自治体名の予測が容易なこと。(公募者の応募理由より)

<基本項目④「新事務所の位置」とその決定理由・工夫した点>

既存施設・新規建設

人口規模、市制施行に伴う福祉事務所、住民の利便性を考慮し、旧宮田町役場を本庁舎とした。

(新事務所以外の関係市町村の旧庁舎の取り扱い)

旧若宮町役場を総合支所と位置づけた。総合支所においても、基本的な住民窓口を残すことで合意。

<基本項目⑤「財産の取扱い」>

(新市に引き継がなかった、または引き継ぐかどうか問題となった財産)

正負ともになし。

(8) 新市建設計画

計画の期間: 10ヶ年

理由 新市発足後、速やかに策定する総合計画の期間が概ね10ヶ年であることや、合併特例法に基づく財政支援の期間が10年間であることなどから、合併を期に新市のまちづくりをどのように進めていくのを住民に提示するため。

<策定に当たっての工夫>

宮若市まちづくり計画（新市建設計画）の策定にあたっては、両町それぞれの「まちづくり委員会（公募の住民）」から提案を受け、積極的に住民参加の手法を導入した。また、計画の主要プロジェクトである「生涯学習施設」「保健福祉施設」「合併記念イベント」については、公募によって集まった2町の住民が、3つのボランティア会議を立ち上げ、精力的に計画策定に係わった。

<関係市町村間での調整が難航した項目>

職員の人事配置に関する2町間の調整が難航した。

<新市建設計画の特徴または合併の理由・目的を達成するための工夫>

2町の産業構造をバランスよく一体的に発展させられるよう事業を配分した。また、新市発足後も住民参加のまちづくりを推進することとしているため、計画策定段階から積極的に住民参加の手法を取り入れた。

<新市建設計画と関係市町村の基本構想、総合計画（基本計画・実施計画等）の内容>

両町の総合計画を素案とし、市民との協働作業により新市建設計画を策定した。

単位：百万円 ()は%	合併前 (2003年度) ⁽¹⁾	財政計画		
		2006年度	2011年度	2015年度
歳入合計	12,894	16,004	14,062	13,954
地方税	4,423(34.3)	4,300(26.9)	4,300(30.6)	4,300(30.8)
地方交付税	3,238(25.1)	3,831(23.9)	4,013(28.5)	3,940(28.2)
歳出合計	12,582	16,004	14,062	13,954
人件費	2,914(23.2)	2,958(18.5)	2,788(19.8)	2,780(19.9)
(参考:一般職員数)	(300人)	(282人)	(-)	(-)
公債費	2,066(16.4)	2,084(13.0)	2,687(19.1)	2,730(19.6)
普通建設事業費	1,256(10.0)	1,450(9.1)	1,016(7.2)	966(6.9)

(1)2003年度「市町村別決算状況調」の積み上げ

(9) 都市計画区域・用途地域の新たな設定・変更等

新たな設定・変更等は行っていない。旧宮田町が全域都市計画区域としている一方、旧若宮町は都市計画区域外となっており、市域の計画的な開発などを考慮すると、速やかに検討する必要がある。

(10) 住民への情報提供等

- ・広報誌等の配布（全13号。配布方法：町が発行する広報紙に折り込む各戸配布）
- ・住民説明会の開催（延べ12回開催、延べ1,000人参加）
- ・HPの開設（2004年5月開設、月1回定期更新、アクセス数不明）
- ・その他（具体的に：町の広報紙、オフトーク）

(11) 住民の意向を問う住民投票・調査等の実施

(名称)：合併に関するアンケート調査結果「宮田町」
 (時期)：2002年2月中旬～3月8日
 (対象者)：宮田町の有権者から、5,000人を無作為抽出し、郵送
 (方法)：アンケート方式（**郵送**・訪問）

(名 称)：合併特例法に基づく住民投票と条例による住民投票（ダブル投票）「宮田町」	
(時 期)：2003年2月2日（日）	
(対象者)：宮田町内の有権者	
(方 法)：投票方式（ <input checked="" type="checkbox"/> 郵送）・訪問	
(12) 都道府県からの支援	
財政支援：福岡県市町村合併推進特例交付金（10年間の総額で5億円） 人的支援：合併協議会に県職員1名がオブザーバーとして出席。 市制施行にともなって新設される「福祉事務所」の準備段階から県職員1名を派遣。	
(13) 外部コンサルタントへの委託： <input checked="" type="checkbox"/> 有・無	
委託費	1,796千円
委託内容	・新市建設計画策定業務に関するとりまとめ事務について委託を行った。 ・ホームページ作成及び更新業務について委託を行った。

5. 合併の内容

(1) 議員	
特例の適用	有（定数特例（定数 人）・在任特例（在任期間 年 ヶ月））・ <input type="checkbox"/> 無
その理由	議会の高い見識により、財政的負担の大きい特例を採用しなかった。
(2) 農業委員会の委員	
特例の適用	<input checked="" type="checkbox"/> 有（2006年8月9日まで特例措置を適用）・無
その理由	新市発足後の速やかな一体感の醸成のため。新市に1つの農業委員会を置き、選挙による委員であったものについては、合併特例法第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後引き続き2006年8月9日（宮田町の農業委員の任期満了日）まで、新市の農業委員として在任する。
(3) 三役	
旧宮田町	町長、助役、収入役は退職。
旧若宮町	町長、助役、収入役は退職。
(4) 一般職	
定員管理	<定数の削減>宮若市行財政改革プランを策定中であり、その中で検討中。
給与の調整	合併時に調整を行っていない。現在、調整中。
役職の調整	特に調整を行っていない。
(5) 組織・機構の整備方法（合併と同時に部・課とも完全に統合）	
総務、企画、会計、議会、教育委員会などの部署については統合を行った。住民や税務など、窓口業務を抱えている部署については、総合支所に係を配置。	
(6) 関係市町村の従前の支所・出張所の整備方法	
2町とも該当なし。	
(7) 地域審議会等	
設置の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無
その理由	住民参加のまちづくりを推進することによって、特例区制度を活用しなくても住民の意見を把握することが可能と判断したため。

(8) 市町村税のうち、税率の調整を要した税目とその調整方法		
該当なし。		
(9) 上下水道使用料（調整方針：上水道は5年を目途に調整を行うこととしたため、合併時に調整を行っていない）		
上水道料金	調整内容については現在検討中。	
下水道料金	供用を開始していないため、調整を行っていない。	
(10) 上下水道以外の使用料等（調整方針：受益者負担の原則に則り、使用料の見直しを行った。）		
例外措置	総合検診などの保健事業については料金設定に大きな差（宮田町が有料・若宮町が無料）があったので、3年間で一方を段階的に引き上げることで調整を行った。	
(11) 国民健康保険事業の調整（調整方針：従来から同一金額のため調整不要）		
賦課徴収方法	2町共に「4方式」	調整不要
所得割	2町共に「10.5%」	調整不要
資産割	2町共に「15.0%」	調整不要
均等割	2町共に「21,600円」	調整不要
平等割	2町共に「25,800円」	調整不要
(12) 介護保険事業（調整方針：従来から同一金額のため調整不要（組合等事業））		
第1号被保険者の月額 の基準保険料	2町共に「3,940円」	調整不要
(13) 電算システムの取扱い（新規システムを構築した）		
整備方法	両町の電算システムを統合することにより、新市での一体的な住民サービスを確保すること。また、ネットワークの整備を行うことにより、本庁及び総合支所で同等のサービスの提供が可能となり、住民の利便性の向上や円滑な事務の執行が図られるようにした。	
(14) 町・字の名称・区域		
名称・区域の変更	有・ <input type="checkbox"/> 無	
変更した場合、その内容と理由		

6. 合併後の状況

(1) 合併による財政削減効果：未算定	
(2) 基本構想および総合計画の策定	
基本構想	今後策定に取り掛かる予定（2006年度）
総合計画	今後策定に取り掛かる予定（2006年度）
(3) 合併による効果	
<p><④広域的視点に立ったまちづくりと施策展開></p> <p>両町が合併することにより、商工業と農業、観光が共存するバランスの取れたまちづくりが可能になるとともに、人口3万人以上になることから、国の特例措置により市制施行が可能となる。市制施行により福祉事務所を設置されることとなり、よりきめの細かい施策を行う体制づくりが可能となる。</p>	
<p><③重点的な投資による基盤整備の推進></p> <p>多様化する住民ニーズに対応し、適確な施策の展開を行うため、市民をはじめ多様な主体の参画を基本とした行政や市民等との協働のまちづくりが求められている。したがって、新たな行政制度や需要の変化に対応できる地方自治を実現させる方法として、一つの有効な手段となるものが合併である。自治体規模の拡大を生かした行政組織や財政基盤の強化や広域的な視点からみた効率的・重点的な投資による事業の推進が可能となる。</p>	
<p><②サービスの高度化・多様化></p> <p>少子高齢化による社会経済の影響に適確に対応するためにも合併を行うことで、多様化・高度化する住民ニーズに対応した福祉サービスの提供や専門的な人材の確保など行政サービスの向上、さらに安心できる子育て環境と教育環境の充実、そして高齢者等が安心して暮らせるまちづくりなどが可能となり、人口の定住化にも対応することが可能となる。</p>	
(4) 合併による問題点と解決策	
比較的小規模の2町での合併だったため問題点は特にはない。	
(5) 残された課題	
自治体としての課題は多いが、合併を要因とする問題点や課題はない。	